

## 議会基本条例特別委員会（第21回）要点録

- 1 日 時 平成23年8月2日(火)9:30～11:40
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、  
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聡子
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

委員長…先般の新見市での北川先生の講演会について感想を。

F委員…井原市での講演のように議会基本条例についてではなく、新見市の発展に今後大切なことや、議会が大切になってくることを話された。新見市の電子投票への取組を評価されていた。充実感がある内容であった。

I委員…新見に対する講師の熱意が伝わった。500～600人が参加し、市民の参加も多かった。地方分権で何が変わるか、分かりやすく話された。上勝町の葉っぱビジネスを例に引き、1つのアイデアで市民の生活も変わる事例を具体的に紹介された。また、正副議長からも所信表明があり、市民にアピールされていた。

E委員…行政と市民のあり方を歯切れよく説明され、分かりやすかった。

事務局…23年6月施行の議会基本条例制定により、これから議会改革に取り組まなければならないことを「十字架を背負った」と表現されたのが印象的でした。上勝町は、ごみゼロ宣言もしており、小さな町から県や国を変えていくことを話されました。

委員長…条例案への意見募集について。廣瀬先生への質問がありますか。

（なし）

委員長…自治基本条例と議会基本条例の整合性の部分は、事務局から先生に尋ねられたい。

元議員へは広報より前に郵送でお願いした。

9月1日の行政協力委員長副委員長会議の説明を。

事務局…議会からの案件の提出、経過報告、質疑について企画政策課に打診したところ受諾されました。当日は正副委員長と事務局が出席し、報告を中心に行う考えです。

委員長…議会基本条例と自治基本条例との整合について。

D委員…自治基本条例は、変更しないでよいと考える。

E委員…会派の協議では、8条、9条を削除してもよいのではないかとのことだった。議会のことは議会基本条例で定めるのだから。

F委員…会派での協議の結果、自治基本条例の議会についての内容は気にならないと考える。問題ない。

I委員…新潟大学の先生の説によれば、自治基本条例と議会基本条例は対等であり、議会基本条例は議決機関としての最高規範である。議会基本条例の価値を理解し

てもらうためにも、自治基本条例中の議会の部分8、9条は削除すべき。

C委員…自治基本条例は、変更しないでよい

B委員…3人の大学の先生に聞いたところ、条例には上下関係はない。後からできた条例が優先される。いずれも最高規範性を定めた両条例を並列とするか、自治基本条例に「議会に関することは議会基本条例に定める」とするかは、議会で決めること。いずれにしても、両条例がある市は少なく先例となるので、他市に向けても説明できるよう理念を確認しておく必要がある、とのことだった。

G委員…自治基本条例は、変更しないでよい

A委員…自治基本条例は、変更しないでよいと考える。ただ、自治基本条例も制定の段階から市民が主体という観点でつくられたのか疑問に思う。今、あらためて自治基本条例について、市民の意見を聴く必要もあるのではないか。そうした状況のまま議会基本条例を制定しても、市や議会が自分の都合のよいことを決めて自己満足しているにすぎないのではないかという厳しい意見も学者にはある。自治基本条例の条項の削除は議会のできるが、果たしてそれでいいのか。市民が自らによるまちづくりを目的とした条例なのだから、十分議論して、市民が納得した上ですべきであり、ここではあえて削除すべきでないと考える。

B委員…それについては二つの見解がある。一つは、最高規範を作るのは通常のやり方ではなく、それ相応の手続きが要するという正論の考え。もう一つは、今まで住民を拒否してきながら行政運営をし、住民も口を出せないと思いついた状況で、急に自治条例を作ると言っても無理があるので、まずは通常の行政主導による手続きで条例制定し、その後に住民とともに、より良いものに変えていくという考え。

委員長…廣瀬先生の御意見を伺いながら今後考えたい。会派へ委員会の意見を持ち帰り、協議されたい。性急に結論を出さなくてもよいので、じっくり協議したい。

I委員…自治基本条例は、執行部サイドの条例と感じる。例えば「議決機関」の記述すらなく、あいまいな表現であり、議会は執行部に協力するだけのようにも取れる。

F委員…自治基本条例の制定時に、議会選出委員の意見はあったのか。

委員長…自治基本条例の制定には、議員2人も関わったが、執行部が執行部案をガードし、意見が割れきわどい採決で決まっている場面があった。執行部サイドで押し切られた印象で問題があったと思う。総意をまとめる作業がもっと必要であったと思う。

B委員…自治基本条例と議会基本条例を比べると、議会の責務、執行部の責務は両条例にあるが、市民の責務は自治基本条例にしかない。だから、自治基本条例の方が全てを網羅しているのではないかと、言う人もいた。

F委員…自治基本条例に「議決機関」の記述はないが、議会基本条例の5条にあるので、どちらが優位というのではなく、2つそろって正当性があると考えた。

A委員…議会基本条例は議会における最高規範、自治基本条例は自治体における最高

規範と、それぞれ理解すれば問題はない。ただ、自治基本条例に触れるものはいけないと解説にあることを指摘されたときに、両条例が対等であると説明できる共通認識が議員に必要である。

I 委員…新潟大学馬場先生によれば、自治基本条例にすべてを適合させる必要はない、ということだ。今の自治基本条例を市民が見たとき、議会の働きがよく分からないが、「議決機関」があれば分かりやすい。執行部主導で作った条例ということもあり、議会にある「権能」をあえて避けているようにも取れる。もし手を入れるならば、議会が議決機関であることは表現していきたい。

B 委員…時代の流れにより後からできた条例に前の条例を合わせるのは、基本原則である。

E 委員…分かりやすくするため、自治基本条例に二元代表、対等な立場は明記されているか。

委員長…自治基本条例に手を加える場合、どのような仕方があるか。

事務局…自治条例に手を入れる場合、「①議会に関する条項を削除。②議会に関する条項を追加。③自治基本条例に沿うように書き換える」などの方法があります。

F 委員…今回の委員会の議論について、廣瀬教授に専門の法学者としての御意見を聴いてほしい。

委員長…別に定めるとした事項について。議会報告会について、具体的に井原の議会報告会を拝見すれば勉強になると考える。参加するには議会事務局を通して連絡の必要がある。

F 委員…委員以外にも案内する方がよい。

委員長…要点会議録の配付に併せ、特別委員会以外の方にも案内する。  
議長副議長立候補制について。

事務局…井原市議会の議長選では局長に、副議長選では議長に届け出、締切は臨時会招集日の2日前の正午まで、副議長の立候補は、議長の選挙があった後の初めての休憩5分後まで、所信表明の場は全協とされています。

会津若松市議会の所信表明会は、会派代表者会議で決めることになっていますが、大筋は予め定められているものと思われます。所信表明の申し出は事務局へ、提出期限は招集日の8時30分から9時まで、所信表明の概要書の形式、分量に制限は設けられていません。所信の表明は、休憩中に行うこととされています。

流山市議会では、選挙のある3日前の正午までに届け出、演説会は休憩中に行うこととされています。

他の多くの市議会では、立候補や所信の表明は内規として定められているようで、公表されていません。

C 委員…当日判断は難しい。1週間前までに所信を表明する事例はないか。

事務局…見つけることができていません。

B 委員…改選後は、議長選挙が先議事項。事前に集まる機会はないか。

事務局…改選時は、1週間前に事務局が懇談会を開きます。

委員長…その時に集まる機会はある。

G委員…この委員会で立候補制を行うことは合意できていないはずであり、その中で「別に定める」を決めるのはどう理解してよいか分からない。

A委員…議論があつて、検討事項の一つではあつたが、決定はしていない。

G委員…「透明性確保」と立候補制とは、ただちには結びつかないのではないか。

委員長…「透明性確保」として立候補制以外に、具体例があるか。

事務局…見つけていません。また、会津若松市議会では、「立候補」を使わず「所信表明」と表現されています。

G委員…立候補制は、もう一度、会派で協議したい。

A委員…立候補になっても透明性があるとは限らない。他市では、形の上では立候補制となったが、今までと変わらないようだ。これから立候補制が成熟していくのだからダメとは言わないが、G委員と同じ考え。

D委員…議長・副議長を選ぶに当たって、候補が何に力を入れるかを市民に示す機会が要と思う。また内規も公開するべき。ただ、内容は研究が必要。

H委員…透明性を確保するには、色々な方法があるので、委員の意見が多い方にすればよい。

E委員…会派では「立候補制にする」としたが、内容はまだ協議できていない。

F委員…立候補制は、市民に見える形で調整でき、分かりやすい選挙となる。以前、行政改革特別委員会で諮ったとき、時期尚早という結果であつたが、そろそろ立候補制としてもよいのではないかと思う。

I委員…透明性確保のため、立候補制、所信表明は不可欠。

委員長…透明性確保のための他の方法を考えたいという意見もあるので、会派へ持ち帰り、次回協議したい。また、事務局で立候補制以外の方法が見つければ、資料提供されたい。

議会報告会については、井原の例を実際に拝見した後に協議したい。必要であることは委員会で確認済みであるが、手法について何かあれば。

(全員、検討中。)

委員長…事務局は、「別に定める」他の事項についても資料を収集のこと。

政策討論会について。事例が偏っているので、次回事務局に示してもらおう。

D委員…重要である。実際にやりながら改良すべき。骨になる部分だけ先に決め、実行するのが大切である。

H委員…同じ。

E委員…会派で検討したい。

F委員…議会の命である。議会が一枚岩となり1つのテーマを成熟させ、執行部にぶつけていくものと理解するが、どうか。大分市議会では、こども条例を議会が提案した。

事務局…会津若松市議会では、最終的に市長への提言書とされています。その御理解

でよいと思います。

F委員…笠岡の予算決算委員会の要望書もその中に入るのではないかと。

事務局…予算決算の議決に当たっての附帯決議より独自性の高いものと考えます。広い意味では入りますが、政策討論会は問題を絞った専門的な内容になると思います。

I委員…政策討論会は、議会報告会で浮かんだ課題を、条例にしていく、執行部に提言していくという意味で中心的な役割を果たす。具体案は、未だ持ち合わせていないが。

C委員…臼杵市議会の例では、執行部と議員が協議する場を設けていた。報告会での絞ったものを協議する方法が考えられる。

B委員…メニューを作って、この委員会で示すことができればよいが、と考えている。

G委員…「別に定める」は細かく決めず、D委員の意見のように、大枠だけ決め、やっていく中でよい方法を決めていけばよいと思う。

A委員…方法の答えはすぐに出てこないもので、まずは実践すべき。例えば、こういう条例を提案していこうと決め、実践してはどうか。

F委員…「議会報告会の案を集約し課題を選び、事業、条例まで高めていく・・・」と逐条解説に書いてあるが。

委員長…それは会津若松市議会の政策討論会に近い流れだと思う。臼杵は三役と議員が行う方式。いろいろな方法が想定されるが、こうした場合にこうするという大枠だけは決めないと、条例が実際に機能しないことになる。会派に持ち帰り、次回協議。

自由討議について。

D委員…自由討議が基本になり、政策討論につながる。条例案に定めがあるので、それで十分かとも思う。具体的には考えていない。

H委員…「別に定める」にとどめておいてよいのではないかと。

F委員…委員会で休憩中に意見を出し合って調整し、再開して決定するような方法か。

委員長…いろいろあるようだ。執行部に暫時退席を求め、委員だけで協議する方法もある。笠岡市議会が休憩中に控室でしている意見調整を会議の中ですること。成功した議会では、議論が前向きになったと聞いている。

I委員…こと細かな定めは、初めからなくともよいのではないかと。

B委員…委員会の休憩中ではない時に自由討議を行い、市民にも公開すべき。どういうタイミングで自由討議をするのか、また、本会議での仕方などを今研究している。

A委員…現行の質疑、討論、採決の中でどう行うか悩ましい。また、執行部提出の議案以外にも対象となる。さらに、執行部提出の議案に関して自由に意見を述べるだけで、議員間の討議による議案の提出がなければ、半分しかできていないことにもなる。

F委員…本会議においても、広く意見を聴きたい時に休憩して意見を言うことを考え

ればよいのか。

D委員…手法としてどの会議のどこですかではなく、言論の府として従来の執行部のチェックだけでなく、自由討議によって政策を作っていく姿勢を示しているのでは。具体的な方法論よりも、意思統一にとどめておくべき。

B委員…従来の進行の仕方ではないかと思いついていたが、お互いの意見を出し合い、最終的に決をとることをしている議会があるようなので、調べている途中である。

F委員…21条「議員は、議会が議員による・・・」の「議会」は何を指すのか。

B委員…合議体としての「議会」を指している。

A委員…6条「議員相互の自由な討議を尊重し、かつ保障しなければならない。」を受けての21条だから自由討議は「委員会」のことに限らないと思う。具体的には、個々に議会運営上の合意を要する。

事務局…21条はどの会議を指すというよりは、方針を述べたものと考えます。

H委員…今の議会運営がうまくいってない訳ではない。新しいものを入れさえすればよいわけではない。全国には様々な事例があろうが、笠岡に合う方法によることが大切だ。

委員長…自由討議について、事務局で事例を精査するとともに、会派へ持ち帰っていただき、次回協議したい。

次回は、条例審議会でもチェックされた条例案を協議する。